

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務

2 業務目的

さいたま市臨時グラウンドの清掃及び除草業務を定期的に行い、利用者の利便性及び快適性を確保する。

3 履行場所

田島臨時グラウンド外7か所

No.	施設名	所在地	面積 (m ²)	トイレ	
				大便器	小便器
1	田島臨時グラウンド	桜区田島 10-1855	23,123	1	1
2	美園臨時グラウンド	緑区大門 2822-1	12,690	1	1
3	長宮臨時グラウンド	岩槻区長宮 26	11,860	1	1
4	西原運動広場	岩槻区西原 3955	1,920	1	0
5	上野臨時テニスコート	岩槻区上野 38-2	2,179	1	1
6	本宿臨時テニスコート	岩槻区本宿 184	3,415	1	1
7	江川グラウンドゴルフ場	岩槻区岩槻 6869-2	5,679	1	1
8	江川ターゲットバードゴルフ場	岩槻区岩槻 6869-2	10,738	2	0

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 清掃業務

ア トイレ清掃

- 便所内の大便器、小便器や床等の汚れを落とし、臭気が残らないようにする。
- 便所内部については、水と洗剤等で清掃し、清潔を保つ。
- 必要に応じてトイレットペーパーを補充する。その際予備ペーパーを設置する。
- 必要に応じて消毒液や消臭剤を使用し、悪臭や害虫の発生を防止する。
- 西原運動広場、江川ターゲットバードゴルフ場では、簡易水洗の水と洗剤の補充も行う。

イ 廃棄物の収集・処分

- 一般廃棄物（可燃物、飲料用のビン・カン・ペットボトル、古紙類、木くず・刈草類）に限る。
- 収集した一般廃棄物は種別に市清掃センターや資源物取扱業者等にて適正に処分する。
- 産業廃棄物があった場合、施設内で集積のみ行い発注者へ連絡する。
- 清掃業務にて発生したゴミの処理については、必ず許可業者が行う。

(2) 除草業務

ア 除草業務の時期

- 各履行場所の状況を勘査し、契約の日から12月25日までの間とする。なお、作業日程は各グラウンドの状況に応じて委託者と協議した上で決定し実施する。

イ 除草業務の範囲

- 原則、グラウンド・広場・テニスコート全体とする。
- 美園臨時グラウンドは北側のフェンスで囲われている範囲も含む。
- 西原運動広場は水路敷きの広場側も含む。
- 上野臨時テニスコートは駐車場から自治会掲示板までの範囲も含む。
- 江川グラウンドゴルフ場は、ダスト周辺及び歩道境界側も含む。なお、樹木がグラウンド敷地から歩道へ出ている場合は、その剪定も含む。
- 江川ターゲットバードゴルフ場はコース周辺及び、歩道境界側も含む。(コース自体は除く。)
- 上野臨時テニスコートは自治会掲示板及び隣接家屋周辺のツツジの剪定を行う。

ウ 注意事項

- 除草剤は使わない。
- 水道の使用については、必要最小限にとどめ、節水に努める。
- 作業に伴う事故防止策として、作業区域の明示や補助員による養生などの対策を図る。

(3) 頻度

ア 清掃等業務

施設名	回数
田島臨時グラウンド	
美園臨時グラウンド	
長宮臨時グラウンド	
西原運動広場	
上野臨時テニスコート	
本宿臨時テニスコート	
江川グラウンドゴルフ場	
江川ターゲットバードゴルフ場	

各月4回

イ 除草業務

施設名	回数	(参考)R7年度処分量
田島臨時グラウンド	年5回	10,300 kg
美園臨時グラウンド		6,500 kg
長宮臨時グラウンド		6,500 kg
西原運動広場		580 kg
上野臨時テニスコート		650 kg
本宿臨時テニスコート	実施なし	—
江川グラウンドゴルフ場		2,500 kg
江川ターゲットバードゴルフ場	各年3回	1,000 kg

ウ 市民や利用者からの通報等に対して速やかに対応できるよう、契約期間中は連絡体制を常時備える。

(4) 作業時間

- ア 午前9時から午後5時までとする。
- イ 雨天等により実施困難な場合は順延とする。

(5) 費用負担等

- ア 業務に必要な機械、器具、備品、洗剤、トイレットペーパー及び消耗品等については、すべて受託者の負担とする。

(6) 軽微な変更

- ア 本仕様書に記載されていない事項で、法令により義務付けられている事項及び他の業務上当然に必要な事項や軽微な変更などは、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決めるものとする。

イ 上記アに定める軽微な変更は、受託者の負担により行う。

6 業務完了報告書の提出

- (1) 業務完了報告は四半期毎に行うものとし、8開庁日以内にスポーツ振興課あてに提出するものとする。
- (2) 提出書類は、完了報告書、執務作業日誌、各業務場所の作業前・作業後の写真、その他委託者が求めるものとする。
- (3) 提出方法は紙媒体及び電子媒体で各1部提出するものとする。なお、詳細は別途協議の上決定するものとする。

7 委託料の支払方法

業務履行の確認後、受託者からの請求に基づき、四半期毎に委託料を支払うものとする。

8 緊急時の処置

事故の未然防止に努めるとともに、契約期間中に施設の損壊、または自然災害等が発生、発見した場合、安全確保のために臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告すること。また、市から現地確認の指示があった場合も同様に対処すること。

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後本委託に関する次の書類を委託者に提出すること。
 - ア 本業務の組織体制図
 - イ 作業計画書
 - ウ 本業務に係る統括責任者及び各業務別責任者と連絡先
 - エ 情報セキュリティに係る各責任者と連絡先
- (2) 作業計画書に除草作業に係る安全対策を明記し、事前に監督員の承認を得ること。
- (3) 業務の実施にあたっては、現場責任者、作業員に研修等を行うなど、業務に支障がないように、事前準備に万全を期すること。

- (4) 作業が一般利用者の支障にならないよう実施すること。
- (5) 公共施設であることを十分認識し、利用者や近隣住民には良好な態度で接すること。
- (6) グラウンド内では喫煙しないこと。
- (7) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (8) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とすること。
- (9) 受託者は、業務上知り得た個人情報の取り扱いについては十分に注意し、関係する法規に従い適切に管理すること。
- (10) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うこと。
- (11) その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。

案内図 田島臨時グラウンド



桜橋

クリーンセンター西堀

信越ユニット

荒川上流
西蒲和出張所

鴻沼排水機場

さくら草橋

田島臨時グラウンド

田島新生会
自治会館

田島十丁目

田島

田島中学校

桜区田島10-1855

100m

案内図 美園臨時グラウンド



美園臨時グラウンド

緑区大字大門2822-1

あいのう園美園
清和美園駅前保育園

宮下

たけうち保育園

東裏

愛宕神社

大門神社

大門宿本陣表門

シモジマ東部配送センター

大門中
自治会館

100m

案 内 図 長宮臨時グラウンド



岩槻区大字長宮26

1/2000

案 内 図 西原運動広場



岩槻区大字西原3955

1/2000

案 内 図 上野臨時テニスコート



岩槻区大字上野38-2

1/2000

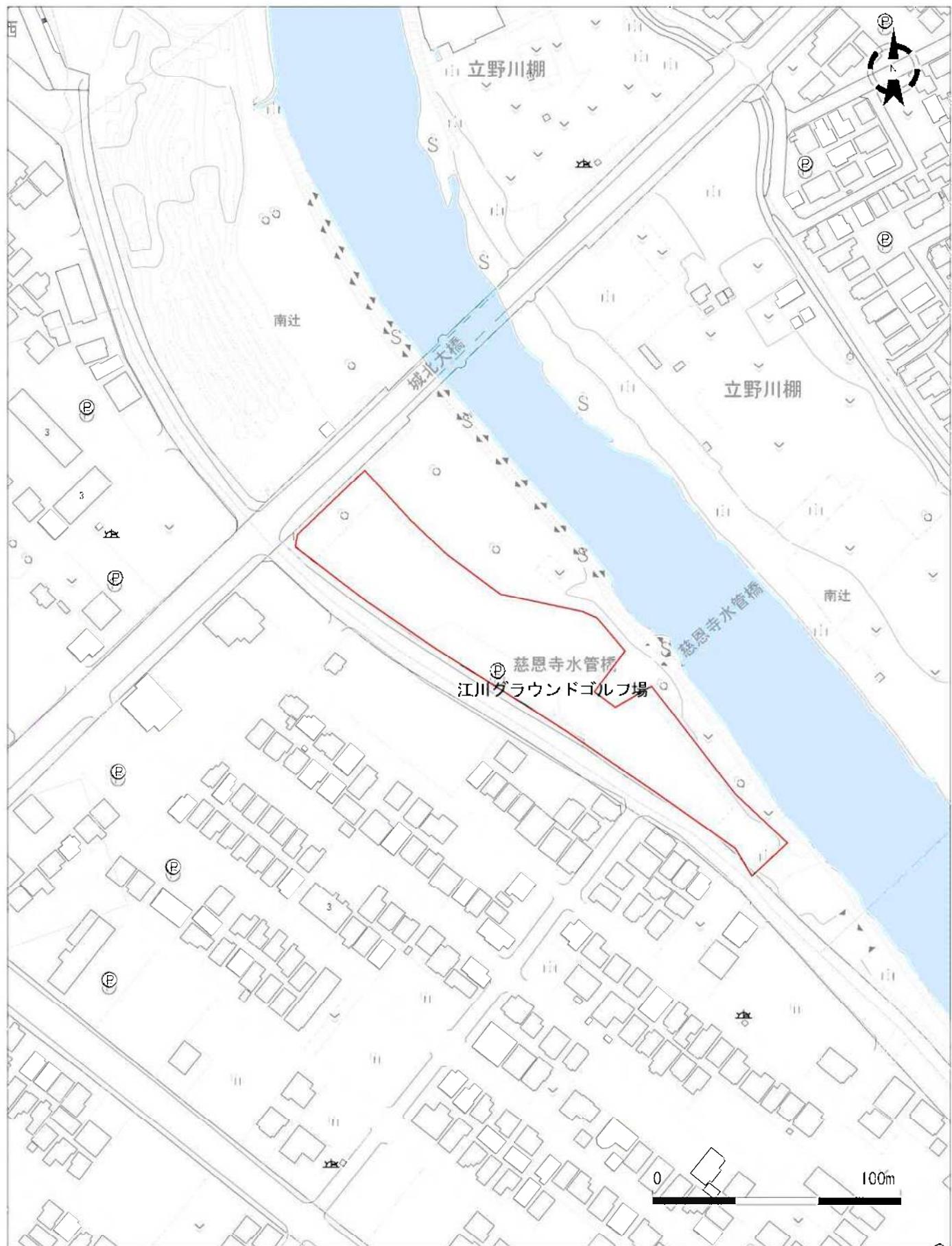
案 内 図 本宿臨時テニスコート



岩槻区大字本宿184

1/2000

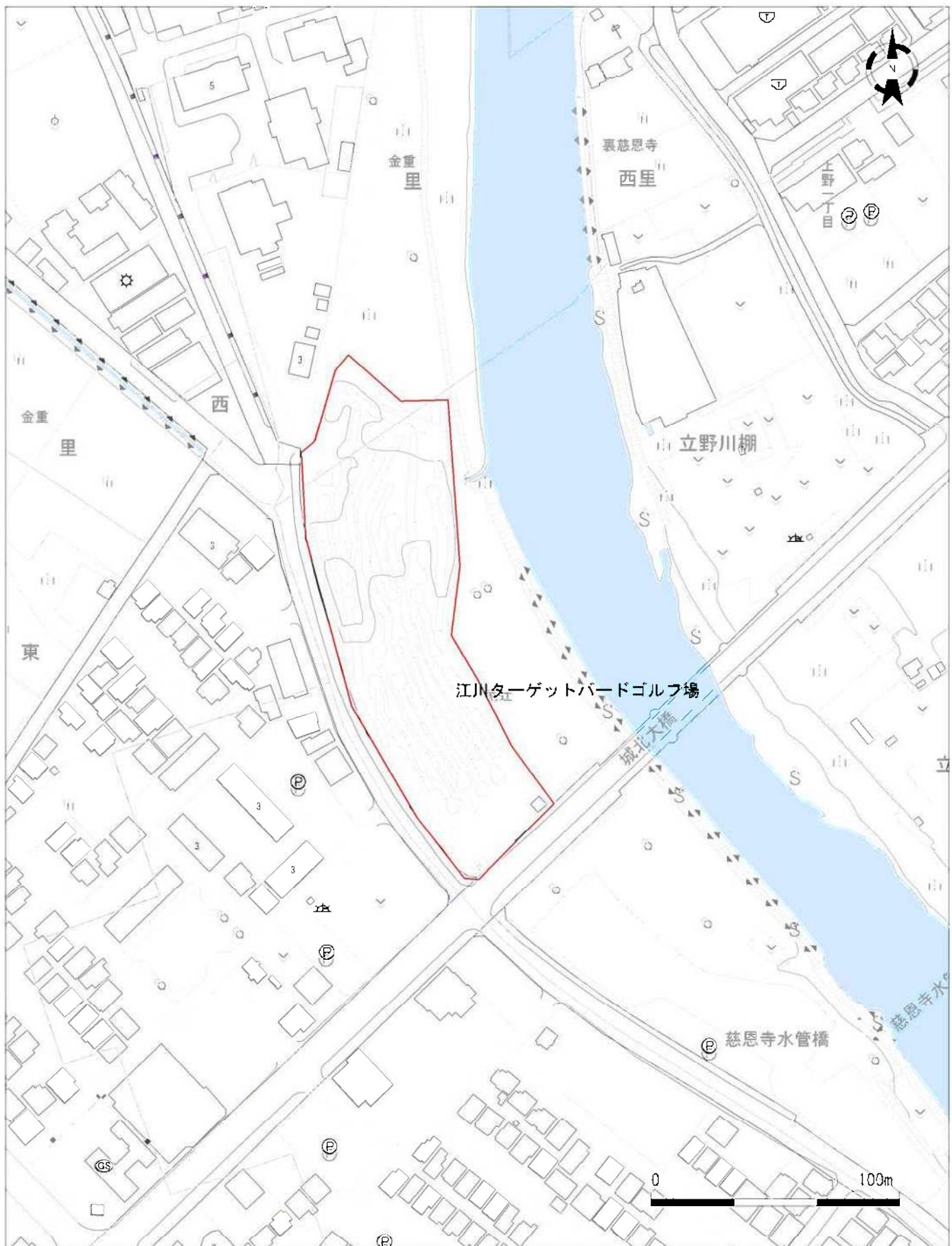
案 内 図 江川グラウンドゴルフ場



岩槻区大字岩槻6869-2

1/2000

案 内 図 江川ターゲットバードゴルフ場



岩槻区大字岩槻6869-2

1/2000